

高知市災害時協力避難所登録制度実施要綱を次のように定める。

令和7年12月12日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市災害時協力避難所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の7第1項の規定により市長が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）とは別に、災害時に、自発的に避難所を開設する意向のある民間事業者等が保有する施設等を災害時協力避難所として事前に登録する高知市災害時協力避難所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 法第2条第1項第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (2) 災害時協力避難所 指定避難所とは別に、災害時に民間事業者等が自発的に開設し、運営する避難所として、第6条の規定により登録を受けたものをいう。

(登録対象者)

第3条 制度の登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に店舗、工場、事務所、営業所等の活動拠点を有していること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、登録対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、制度の登録対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当すると認める者
- (2) 前号に掲げる施設のほか、市長が適当でないと認める者

(登録対象施設)

第4条 制度の登録の対象となる施設（以下「登録対象施設」という。）は、登録対象者が活動拠点として利用する建物であって、昭和56年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建物を対象とする。ただし、新耐震設計基準施行前に建設された建物であっても、耐震診断又は耐震工事により、新耐震設計基準に準じ、地震に対する安全性を確保する建物についても対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定避難所は制度の登録対象としない。

(登録の申請)

第5条 登録対象者は、活動拠点とする登録対象施設について、制度の登録を受けようとするときは、高知市災害時協力避難所登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 登録対象者は、前項の規定による申請に当たり、当該申請に係る登録対象施設の所有者でない場合又は共有名義人がいる場合は高知市災害時協力避難所登録同意書（様式第2号）により、当該申請に係る所有者の同意を得なければならない。

（登録）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、書面による審査のほか、当該申請に係る登録対象施設の調査を行い、登録が適当と認めたときは高知市災害時協力避難所登録証（様式第3号）により、適当でないと認めたときは所定の登録却下通知書により当該申請をした登録対象者に通知するものとする。

（災害時協力避難所の公表等）

第7条 市長は、前条の規定により登録した災害時協力避難所について、登録を通知した登録対象者（以下、「登録者」という。）の名称や登録した施設（以下、「登録施設」という。）の名称、所在地等の情報を、市のホームページ等で公表することや自主防災組織等に提供することができる。ただし、登録者が公表を希望しない場合はこの限りでない。

（登録内容の変更）

第8条 登録者は、登録内容に変更があったときは、その旨を高知市災害時協力避難所登録内容変更届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、制度の登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 第三者への譲渡や売却、解体等により、登録施設を有しないこととなったとき。
- (3) 第3条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
- (4) 高知市災害時協力避難所抹消申出書（様式第5号）により登録の抹消の申出があったとき。
- (5) その他、制度の登録が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により制度の登録を抹消したときは、高知市災害時協力避難所抹消及び登録証返還通知書（様式第6号）により、当該事業所に通知するものとする。

3 前項の規定により、登録が抹消された民間事業者等は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

（開設及び運営）

第10条 災害時、登録者は、災害時協力避難所を自発的に開設及び運営することとし、市は職員の派遣を行わないものとする。

2 登録者は、災害時協力避難所に受け入れる者の基準をあらかじめ定めることができる。

3 登録者は、災害時協力避難所の開設が長期化する場合又はそのおそれがある場合において、避難生活に要する物資の供与を市長に要請することができる。

4 市長は、前項の要請があったときは、市内の被害状況や指定避難所における物資の提供状況等を勘案し、必要と認めるときは物資を登録者に供与することができる。

5 登録者は、前項の規定により供与を受けた物資を自己の責任により適正に管理するものとし、当該物資を目的外に使用してはならない。

(市長への報告)

第11条 登録者は、災害時協力避難所を開設したときは、高知市災害時協力避難所開設報告書（様式第7号）により、市長に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等の方法により報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

2 登録者は、開設時及び市長から求めがあったときは避難者数等を市長に報告するものとする。

3 登録者は、災害時協力避難所を閉鎖したときは、閉鎖した旨及び閉鎖時刻を市長に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 災害時協力避難所の開設及び運営に係る経費は、登録者の負担とする。ただし、本市に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合、登録者は、同法施行令第3条第1項及び第5条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準に基づき算定した額を市長に請求することができる。

(事故等の損害賠償等)

第13条 災害時協力避難所の開設及び運営に伴い生じた損害については、市長はその責を負わない。

(連絡体制の確認)

第14条 災害時における協力体制構築のため、登録者及び市長は、それぞれの連絡担当者の氏名及び連絡先を定めるものとし、変更が生じた場合は、その都度報告するものとする。

(電子申請)

第15条 申請者又は登録者が、市長の指定するウェブサイトを利用する方法で第5条の規定による登録の申請、第8条の規定による登録変更の届出、第9条の規定による登録抹消の申出、第11条第1項の規定による報告を行うときは、書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的記録により市長に提出することができる。

(調査等)

第16条 市長は、制度の適正な運用体制を確保するために必要な限度において、登録者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。